

ペーパーレス社会における学会の破産と知的成果の サステナビリティに関する一考察

橋本誠志^{†1}

概要: 近時、学会に投稿される知的成果は電子的に公開されるペーパーレス形式により刊行されているケースが増えている。しかし、学会が破産した際、これらの知的成果の継承がどのように行われ、知的成果の公開がどのように維持されるかについては、学会によって扱いが異なる。本論では学会の破産処理における知的成果の継承のあり方について検討する。

キーワード: 学会, 破産, オンラインジャーナル, プラットフォーム, サステナビリティ

A Consideration on the State of Accession to Intellectual Fruits in the Case of Failure in Academic Societies

SATOSHI HASHIMOTO^{†1}

Abstract: Nowadays a lot of manuscripts contributed to scientific societies are published as digitalized publications. But bankruptcy of academies, including these assistance systems cause obstruction to accession of intellectual fruits. This paper discusses a course of action on sustainability of cerebral results on insolvency procedures of academic societies.

Keywords: Academic Societies, Bankruptcy, Online Journal, Sustainability

1. はじめに

近時、学会に投稿される知的成果は電子的に公開されるペーパーレス形式により刊行されているケースが増えている。しかし、学会が破産した際、これらの知的成果の継承がどのように行われ、知的成果の公開がどのように維持されるかについては、学会によって扱いが異なる。わが国では2004年に比較的規模の小さな学会が事務局機能の委託先としていた日本学会事務センターが破綻したが、当時は各学会会員から徴収した会費などを中心とした現金資産の保護に関心が集まり、知的成果の継承という問題について、全体を通じた検討はあまりされていない。本論ではペーパーレス社会における学会の破産と知的成果のサステナビリティのあり方について検討する。

2. 学会の破産をめぐる基本的な法制度

本章では議論の前提として学会と呼ばれる団体の存在形態と法的能力の問題、並びに破産者が有していた著作権の一般的な取り扱いについて整理する。

(1) 学会の存在形態と破産能力の有無

学会の存在形態としては今日、①法人格を取得するか、②法人格を取得せず、任意団体のままといういずれかのケースが多いと思われる。②に関しては、①団体としての組

織を備えている、②多数決の原則が行なわれている、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続しうる、④組織によって代表の方法・総会の運営・財産の管理その他団体としての主要な点が確定している、の諸点を充たしている場合にこれを権利能力なき社団と位置づけ、団体名での不動産登記が出来ず、名称も法人格があるかのように誤信させる名称を付することが出来ないものの、通常の契約などをはじめとする多くの法律関係において生ずる権利義務については、一般社団法人の規定を類推適用することで事実上、権利能力があるかのように扱うこととされている。権利能力なき社団には、民事訴訟の当事者能力をも認められており^a、破産能力もこれに準ずるものとして扱われる。他方で①～④を充たさない民法上の組合では、①団体の実態、②構成員相互の関係、そして③構成員と組合の関係などを考慮し、破産による清算が必要と認められる場合に破産能力を認めるべきであると解されている。

(2) 破産者が有していた著作権の一般的な取り扱い

破産者が破産開始時に有していた一切の財産は破産財団を構成する(破34条1項)。破産者が手続開始前に生じた原因に基づいて将来発生しうる請求権も破産財団に帰属する(破34条2項)。破産管財人には専属的管理処分権が発生(破78条1項)し、破産管財人は破産財団を増やし、高値で換価することで債権者への配当が増加するように行

^{†1} 徳島文理大学総合政策学部
Tokushima-Bunri University

^a 最一小判昭和39.10.15等

動することをその第一義的任務としている。このように団体が破産した場合に当該団体が有していた著作権や特許権などの知的財産権も破産財団を構成する。この際、破産者は自己が有する知的財産権に関する資料を開示し、破産者が有していた知的財産権は最終的には破産管財人が裁判所の許可を経て任意売却されることが一般的である。そのため、破産者が破産手続開始前に自ら保有する知的財産権を適正でない価格で換価してしまった場合、破産管財人が否認権を行使することがあるし、財産隠匿と評価された場合は破産犯罪を構成するとされることもある^b。本論の文脈では主として著作権が主な対象となるが、このような過程を経ることで著作権者人格権以外の財産的な著作権はそれまでとは異なる第三者が保有するようになる。ただし、著作権者たる法人が解散し、当該法人の承継者がいないような場合には、著作権が消滅する場合がある（著作権法 62 条 1 項 2 号）。

(3) 学会に蓄積される知的成果の学会破産時の権利帰属について

ところで、研究者から学会に提出される知的成果の権利帰属は学会によって取扱いが様々である。本論では著作権がその考察対象の中心となるが、著作権は多くの権利の束からなるとされており、大きく分けて著作権者人格権と財産権としての著作権に大別される。例えば、後者について、例えば研究大会などへの発表予稿の著作権をとってみても①本会のように学会に譲渡する取扱い^cをする学会もあれば、②発表者に著作権が帰属したままとする学会など多様である。①のような論文などの著作権を学会に譲渡する扱いを行う学会では、例えば本会著作権規則 5 条 1 項のように「著作権を有する論文等の著作物を著作権者自身がこの規程に従い利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない」こととしている学会もあるのではないと思われる。また、同規則 5 条 3 項は、「論文等のうち、本学会が査読の上論文誌（ジャーナル、トランザクション、JIP 及びデジタルプラクティス。以下同じ。）への採録を決定して最終原稿を受領したもの及び会誌記事については、著作権は他の学会に投稿することはできない」とする。なお、研究の途中成果^dとみなされる場合

^b ただし、知的財産権を換価した金銭で当該破産手続の費用に充てることは可能な場合がある。

^c 情報処理学会著作権規程（2017 年 4 月改訂後）2 条では、「本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む（以下同じ。））は本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。」とし、複製権（第 21 条）、上演権及び演奏権（第 22 条）、上映権（第 22 条の 2）、公衆送信権等（第 23 条）、口述権（第 24 条）、展示権（第 25 条）、頒布権（第 26 条）、譲渡権（第 26 条の 2）、貸与権（第 26 条の 3）、翻訳権、翻案権等（第 27 条）、二次的著作物の利用に関する原著者の権利（第 28 条）を譲渡対象としている。

^d 論文等のうち、研究報告、シンポジウム予稿、DP レポート、全国大会予稿、国際会議予稿、及びプロシーディングス原稿（以下「研究報告等」という。）を指す。

については、「著作権者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿する（以下「論文投稿」という。）ことに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作権者および他学会等に対し異議申し立てを行わない」とする。更に同規則第 5 条では、「著作権者は、投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著作権者個人の Web サイト（著作権者所属組織のサイトを含む。以下同じ。）において自ら創作した著作物を掲載することができる」とする。

学会そのものが破産した場合に、発表された知的成果の著作権について①の対応を行う学会では理屈の上では、破産財団を構成しようと言える。その場合、上記(2)で述べたように換価処理の対象となりうる場合がある。他方で②のように論文の著作権が著者に留保される場合、有限責任形態を採る団体では、出資額以上の責任を構成員は負わないことになる。また、権利能力無き社団では団体の債務については団体の財産からのみ弁済されるため、基本的に論文の著者の著作権も各著者に留保されたままになると考えられる。

3. 学会運営事務実行者の破産が学会運営にもたらす影響

学会の運営を行うための事務量は膨大である。日常の会員情報の管理や問い合わせへの対応から始まり、学会の意思決定を担う理事会などの開催に向けた連絡調整、研究大会や研究会などのイベント実施運営業務、研究論文を収録する雑誌類の発行業務などその範囲は多岐にわたる。これら膨大な事務作業を支えるため、本会では専任の事務スタッフが雇用されているが、そうではない学協会も多い。このような場合、各学会の理事会などで選定された大学の研究室を持ち回りで事務局機能を移動しながら業務を担うケースや事務作業を受託するスキルとノウハウを有した外部の業者に委託する方法などが考えられる。学会自体が破産した場合は言うに及ばず、後者の事務作業を受託する事業者が破産した場合も学会活動は停滞を余儀なくされる。

3.1 日本学会事務センター破産事件

2004 年に発生した（財）日本学会事務センターの破産は当時、同センターに学会事務の委託を行っていた約 300 もの学協会に大きな影響を与えたとされる。同センターは文部科学省所管の財団法人であり、同センターには各学会が会員から徴収した会費や資金が預けられていた。当該預り金はセンター名義の口座で管理されていたところ、2004 年 7 月頃に同センターが各学会からの預り金を流用している旨の報道がなされた。同センターの財務構造上の問題と貸付金の膠着、そして本部ビル取得時の借入金返済の不適切性などが原因となり、預り金総額への流動資産の大幅な不

足状態が現実化したことが判明したe. 2004年8月6日に同センターは東京地裁に民事再生手続開始を申し立てた。しかし、東京地裁は8月9日に同申立を棄却し、保全管理命令を発令し、同センターは破産処理されることとなった。[2]によれば、関係学会を対象とした説明会(2004年8月17日開催)では、学会事務センターの負債総額が約30億円(内訳として根抵当付債権約4.8億円、リース債権約2.4億円強、労働債権約3.3億円、公租公課約1000万円、学会預り金を含む一般債権約19.3億円)であり、同センターの資産が大幅に不足し、一般債権への配当の見込みはほとんど期待できないことが説明されたとのことである[2]p.14。

学会側は本問題への対応として同説明会で学会側による相互連絡体制の構築の必要性を理由として関係学会の連絡先の開示を要求し、管財人団は代表学会(日本地形学連合)に条件付fでその写しを1部渡すことを出席学会が了承していたものの、当該リスト掲載の連絡先が学会間の連絡という用途に耐えうるものではなかったgため、新たに各学会のHPを検索し、HP掲載の連絡先を手動で収集し、文部科学省に照会した情報をも用いて情報交換用のメーリングリストを構築した[2]p.14

日本学会事務センター破産事件について、[2]p.19ではその教訓として各学会の会員に同センターが会費の納入用として配布していた振込用紙記載の振込先が同センター名義の預金口座であり、預り金は同センターが表面上の保有者とされていたことから同センターの専務理事らは学会に預り金を返すことができれば、流用しても問題ないとの意識でいたとの判断に基づいて流用を続けていたようであるところ、同センターの破綻により各学協会からの預り金が一般債権として処理されることとなったとしている。そして、学会側が預け金の「信託」手続をとるべきであったとしている。

[2]はどちらかといえば同センターに各学協会が預けていた預け金の処理をめぐる教訓が検討の中心スコップとなっている。(財)公益法人協会の太田達男理事長(当時)は同センター破産の教訓として①長期借入に対する理事会での協議形跡がなく、理事や監事に期待されるガバナンスが不在となった点、②主務官庁が会計報告書を毎年提出させる仕組みを持ちつつ不正を見破れなかった監督責任の問題、そして③学会からの預り金が学会センターを受託者、各学会を委託者兼受益者とする個別の「信託」契約とすべきだった点を指摘している[2]p.20。

日本学会事務センターに学会運営事務を委託していた学会はその多くが会員数数百名～千数百名規模の学会だっ

たとされる。わが国ではこのような中小規模の学会が多く存在しており、[2]p.20は、その意義として先鋭化した研究がこうした中小規模の学会で行われており、本事件はこうした中小規模の学会に大きな影を落としたことを踏まえて、危機管理を想定した学会運営の必要性を指摘している。

本事件は2004年に発生した事件であり、その関心もどちらかと言えば、学会が同センターに預けていた預け金が一般債権とされたことにより、各学会が被った経済的損失が問題の中心として意識されていた[2]。本事件の発生当時、各学協会が発行する研究成果の収録媒体は紙媒体によるものがまだ多かったと思われる。例えば、本会では2010年4月の学会設立50周年事業の一環として論文誌については2008年度より、各研究発表会の発表予稿論文については2009年度よりオンライン刊行による冊子体の廃止とペーパーレス化がそれぞれ開始されたh。そのようなことから本事件の発生当時には、学会における研究調査活動で各研究者から提出される論文を始めとした知的成果が学会そのものあるいは学会の運営事務を担う受託事業者が破綻した場合にまで維持されるのかという点にまで問題意識が及んでいなかったように思われる。

このような中で学会が破綻した際、その経済的な処理もさることながら当該学会に蓄積されてきた知的成果がペーパーレス化されたオンラインジャーナルの環境でどのように達せられるべきかが問題となる。

3.2 出版社の破産が著者に与える影響

一般的に著作物の著者は、当該著作物の著作権を有しているだけでは自身の著作物の内容を広く社会に知ってもらうことはできない。出版社は、編集担当者を置き、著作物の発行企画を行って埋もれた知を発掘し、これを書籍等の形で出版したりすることで社会に届けるところから始まり、著作物の普及を目指した著作物の広報活動を行ったり、発行部数に応じて発生した著作権料を著者に支払ったりする手続を行ったりするなどして著者と社会との仲介役を担っている。そのような役割を有する出版社が破産した場合、ケースによっては、著者は自身の著作権がどこに存在しているのか分からなくなることもある。出版契約時に出版社破産時の権利帰属について、明確に規定してあれば判断はしやすくなるが、出版契約時に明確な書面が交付されないこともある。[8]は頒布権を元に著作権販売に従事する筆者が実務として出版社破産時に著者に著作権がどのように返還されるのかについてまとめている。それによれば、出版社が破産した場合、破産申請から承認までの期間に国にもよるが、一般に長期を要するとされているi。[8]によれば、破産申請を行った出版社の手持ち現金の有無、支払先の振

e 本問題の発覚から破産までの経緯について[2]を参照

f [2]p.14によれば、日本地形学連合がすべての学会を代表して連絡先リストを受け取ることが条件となっていたとされる。

g [2]p.14によれば、同リストに掲載されていた各学会の連絡先はその大半が「日本学会事務センター」あるいは「同センター大阪事務所」となっていたとのことである。

h <https://www.ipsj.or.jp/kenkyukai/manual/paperless.html> (2019.7.10 確認)

i [8]によれば、会社の規模によるが4か月で済む場合もあるが、かなり長期間に及ぶことも多いとのことである。

分作業のために破産申請の際、収入源、支出、未払いの負債、財務諸表、税金還付などの情報を提出しなければならない。未払いの著作権料がある著者はその名前が一定期間、債権者リストに登載される。破産債権者となる場合には説明会や債権者集会に参加することになるが、[8]によれば、著作権料の債権は配当優先順位が低く、配当が実施されても配当額が低く、手続の時間も短いとされる。全体としては、手続に要する費用を勘案すると著作権料が配当されてもペイしないことが多い。また、出版社が破産することは著者にとっては、自身の著作物を見出し、社会に送り届ける役割を果たした編集担当者が自身から離れてしまうことをも意味する。編集担当者は著者の著作物をよく理解し、著作物の内容に適した広報手段を練り上げる役割を果たすため、仮に著作権を出版時に譲渡しており、出版社の破産に際してこれが返還されたとしても、再度本を刷ったり、あるいは電子書籍化したりして再度販売することは非常に困難になり、このような状態を脱するのにかなりの期間を要することになる場合がある。

なお、[9]は小説家が著者として出版社の破産に遭遇した際の対応について述べている。それによれば、管財人に移行した出版権の管財人による主張については、これを作家に返還する対応が行われた場合と出版権を主張せず、他の出版社を自由に探して出版してよいという対応を行った場合があったとのことである。

以上は研究成果を書籍として刊行している研究者にもあてはまることであるが、論文や予稿でも上述の通り、学会と論文著者との間で投稿された知的成果物の著作権の帰属について明確な規定がある学会と無い学会とが考えられる。また、書籍と異なり、論文では著作権料が学会から著者に支払われるということは普段から無いことが一般的であるように思われる。その場合、例えば著作権を譲渡する扱いをしないような学会に論文を投稿した著者は、著作権の所在という点ではバラバラであり、当該学会が破産したような場合に債権者集会のような場を通じて当該学会の債権者を前に問題を主張することは困難であり、「〇×学会論文著者の会」のような形で場合によっては破産手続外で集団化しないと困難を極めるのではないかと思われる。

4. 論文のオンラインジャーナル化とそのプラットフォームの変遷

今日、インターネットの普及に伴い、学会が発行する予稿や論文などの知的成果は紙媒体によるものからインターネット上にデータ形式で掲載されることが増えており、学会のみならず各大学が発行する紀要も含めて多数のタイトルを収録した大規模なサイトが運用されている。

4.1 NII-ELS と J-STAGE

(1) NII-ELS

NII-ELS (国立情報学研究所電子図書館事業) は国立情報学研究所(NII)が、我が国の学協会の発行する学術雑誌等を電子化・公開することで学術情報流通に貢献することを目的に、1997年から開始された。NII-ELS はわが国の学協会が発行する学術雑誌を収録したデータベースであった。検索システムとして国立情報学研究所の CiNii (NII 論文情報ナビゲータ) を利用し、国立国会図書館の雑誌記事索引等の論文データベースとの間での総合的な検索が可能であり、CiNii のディレクトリ検索を行うことで、学協会や雑誌単位からのディレクトリ表示に対応していた。また、CiNii の書誌検索、一覧表示は、誰でも無料で利用が可能で国内大学等の学術機関の多くが機関利用を行っていた。

著作権処理は刊行元の学協会により電子化と公開のための処理を実施し、本文コンテンツは、各学協会により雑誌毎での価格設定や公開時期設定が可能で著作権使用料金は NII が各ユーザから回収し、各学協会へ配分を行っていた。各論文の電子化作業やデータベース公開に関わる費用は NII が負担していたj。

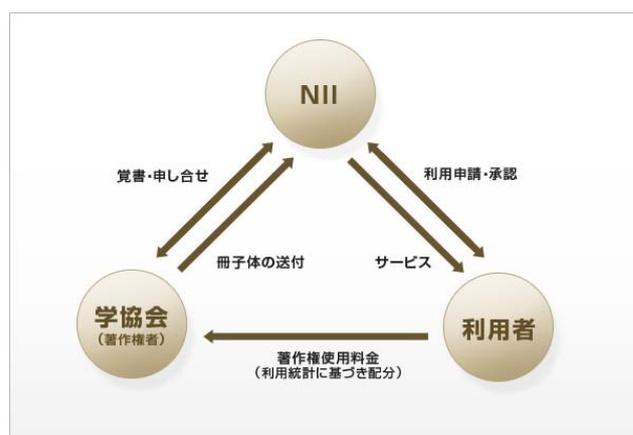


図1 学協会からみた NII-ESL の特徴

出所：https://www.nii.ac.jp/nels_soc/about/point/
 (2019.7.10 確認)

(2) J-STAGE

J-STAGE (「科学技術情報発信・流通総合システム」) は、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) が構築した日本の科学技術情報の電子ジャーナル出版を推進するプラットフォームである。本プラットフォームは、(1)日本で発表される科学技術情報の迅速な流通並びに、(2)国際情報発信力の強化を目指し、電子ジャーナル出版プラットフォームの提供により、2,000誌以上のジャーナルや会議録などの学術的な出版物を公開している。J-STAGEはこの公開を低コストかつスピーディーに行うことで国内学協会並びに研

j https://www.nii.ac.jp/nels_soc/about/overview/ (2019.7.10 確認)

究機関を支援しているとしている。

論文の発行機関は本プラットフォームの利用により、論文の投稿から査読、そして公開に至る出版プロセス全体を J-STAGE での対応が可能とされており、一方、閲覧者はいつでもどこからでもアクセス可能な専用の論文情報ライブラリの作成が可能とされ、作成されたライブラリを様々な端末から利用することも可能であるk。

(3) NII から J-STAGE へ

上記の通り、NII-ELS は我が国学協会が発行する学術雑誌等の電子化・公開により、学術情報流通に貢献した。その後、18年にわたって444の学会の1,419種類の雑誌、合わせて391万論文の電子化を行った。しかしこの間、海外でのポーンデジタルの電子ジャーナル出版の主流化に対応する必要が生じ、わが国でも1999年に科学技術振興機構(JST)がJ-STAGEの運用を開始した。そして、日本の学術雑誌の電子ジャーナル出版プラットフォームとしての役割を担うこととなった。

そして、学協会誌の電子化に対する国の支援のJ-STAGEへの一本化方針が国より示され、また、JSTがELS参加学協会誌の登録可能なプラットフォームの開発に着手することが明らかにされたことからNIIは、ELSサービスの終了を決定したl。

この移行過程でCiNiiからアクセス可能だったpdfファイル形式の一部の論文データにアクセスが出来なくなるという事象が発生した。移行スケジュールとしては2014年8月に移行の受入が開始され、2015年3月末でバックナンバーの、2016年3月末でのカレントの受付がそれぞれ終了・移行申請締切となり、2017年3月でNII-ELSがサービスを終了することが発表されていたm。実際にはCiNiiは、2017年3月28日に論文pdfの公開を停止した。ところが、この際、J-STAGEへの移行作業が遅れたとされ、多くの論文がJ-STAGEに移行できないままCiNiiでの論文pdfの公開停止が行われた。この移行作業は各学会に任せられ、学会による移行作業の進捗にばらつきが生じたとされる。結果として移行が間に合わなかった論文は同日より、CiNiiからもJ-STAGEからもアクセスできない状態となった。一方で移行完了となった論文は、CiNiiの検索結果からJ-STAGEにリンクを張る形でたどれるようになったno。

本問題はオンラインジャーナルのプラットフォーム運営主体が破綻したから発生したという問題ではなく、旧プラットフォームから新プラットフォームへの移行作業の遅延

が原因とされたものである。しかし、プラットフォーム間の移行という発生が想定しうる事象でも移行作業の問題で研究の知的成果の研究者間でのオンライン上の共有が困難となりうる問題を本問題は示したのではないと思われる。

(4) JAIRO-Cloud

2012年度より運用されている機関リポジトリ環境提供サービスの“JAIRO Cloud”はクラウド型環境提供サービスであることが公表されている[4]。同サービスは学協会というよりは大学、短期大学、高等専門学校などの教育研究機関が論文登載者として想定されており、民間の商用データセンター利用を採用しており、論文の登載には当該機関の構成員数に応じた費用の分担が必要となっている[4]。

5. 公開された知的成果の破産処理による影響

5.1 J-STAGE に登載された知的成果の破産処理への影響

本節では現在の科学技術情報の電子ジャーナル出版プラットフォームとなっているJ-STAGEに登載された知的成果の破産処理による影響を検討する。

科学技術情報発信・流通総合システム利用規約（発行機関向け）p3条2項によれば、本システムの利用要件として以下を挙げる。

- (1) 発行機関が日本の団体であること、又は、科学技術刊行物の発行拠点、編集拠点、連絡拠点その他の発行に係る主要な拠点が日本に存在すること
- (2) 継続的に科学技術刊行物を発行し、これを電子化してJ-STAGEに登載する体制及びJ-STAGEのシステムを利用する動作環境が整っていること
- (3) 科学技術刊行物の発行の主たる目的の一つが営利目的ではないこと
- (4) オープンアクセスの実現に積極的に取り組めること
- (5) 発行する科学技術刊行物の内容が第6条第1項に該当していないこと
- (6) 第16条及び第17条に違反していないこと
- (7) 利用申請において虚偽の申告がないこと
- (8) その他発行機関が本サービスを利用することが適当でないと合理的に判断される事項がないこと

そして、利用規約7条では、その費用負担として「利用機関は、本サービス（オプションサービスを除く）を無償で利用することができる。本サービスを利用するために必要となるコンピュータ、インターネット回線等は、全て利用機関の責任と負担において用意するものとし、本サービスの利用に伴い発生する通信費用その他の費用は、全て利

k <https://www.jstage.jst.go.jp/static/pages/JstageOverview/-char/ja> (2019.7.10 確認)

l https://www.nii.ac.jp/nels_soc/about/ (2019.7.10 確認)

m https://www.nii.ac.jp/nels_soc/about/schedule/ (2019.7.10 確認)

n <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1704/05/news086.html> (2019.7.10 確認)

o https://www.jstage.jst.go.jp/static/files/ja/about_nii-els_switch_ja.pdf (2019.7.10 確認)

p <https://www.jstage.jst.go.jp/static/pages/TermsAndPolicies/ForPublishers/-char/ja> (2019.7.10 確認)

用機関が負担する」と規定する。また、同サービスに搭載される知的成果の著作権について、利用規約 9 条 1 項は、「機構及び利用機関は、J-STAGE に利用機関の科学技術刊行物が掲載されることによって、当該科学技術刊行物の著作権が機構に譲渡されることはなく、当該著作権は、著者又は利用機関その他従前の著作権者に留保されることを確認する」と規定する。

また、利用規約 18 条は利用承認の取消について以下の通り定める。「機構は、以下の各号に該当する場合その他利用機関が本利用規約に違反した場合は、当該利用機関に対し、利用承認の取消し、利用の停止、制限又は終了等、機構が必要と認める措置を取ることができる。」そして同条 1 号は「利用機関が利用要件を充たさなくなった場合」を挙げている。

以上を総合すると J-STAGE では費用負担については基本サービスについては発行機関についてはオプションサービスを利用しない範囲では無償で論文の掲載が可能であるところ、国内で継続的に科学技術刊行物を発行し、これを電子化してシステムに搭載可能な体制が整っていることが要求されるところ、学会そのものが破綻した場合はこの体制の維持が困難となると思われる。なお、その際、掲載された論文の著作権は J-STAGE に譲渡されることはなく、当該論文の著者、利用機関その他従前の著作権者に留保される。論文の著作権が著者から学会に譲渡されている場合、破産管財人による管財業務における換価状況によっては著者から譲渡された著作権が実際に換価対象となり、第三者に移転する場合も無いとは言えない。この点、著作物の中でも論文や予稿については、その著者自身にとっては、著作権の支分権が規定する諸権利の中では複製権をめぐる盗用の問題に特に注目すると思われる。逆に著者自身に著作権が留保されていても論文そのものの公開手段が限定されてしまうことは、自らの研究成果を世に問うという研究者の意図を達せられないことになるという点には留意する必要がある。特に学会の査読をパスした論文については、当該学会のブランド力や学界内の権威が研究者の投稿へのインセンティブとなっていることからこの傾向がより強まると思われる。

また、学協会による国内での科学技術刊行物の発行並びに電子化・プラットフォームへの掲載業務が外部事業者に委託されていたような場合、委託業者の破産もシステムに搭載可能な体制の問題に一時的な影響を与えることも考えられる。学会や学会運営事務の受託事業者が破産した場合、これらが管理する情報について、その整合性が破産時に失うことが考えられるためである。

5.2 民間のデータセンターベースのクラウド型リポジトリに対する影響

このようなオンラインジャーナルプラットフォームが

クラウド上で運用されていた場合、クラウドによってユーザから収集したデータを管理する場合、他社がサービスとして提供するクラウドを利用する。クラウドサービスの内容は多くの場合、約款で示される。故に契約内容によってはクラウドサービス事業者の事情でデータの管理内容が制限を受けたり、サービスが中止された場合の移行コストが高まったりする場合がある(2012年6月にファーストサーバー社で発生したシステム障害では、同社が顧客から預かっていたデータの消失事故が発生している)。また、同一サーバーを複数のクラウド利用者で利用する場合、他利用者の利用が自社のサーバー利用に影響し、データ管理の自由度が下がる場合がある。また、クラウド環境では IoT を運用していなくても 1 台のサーバーに多種多様な法的リスクを抱えるデータが混在することも考えられる。これに IoT の運用が重なった場合、IoT の持つ多様性はそれぞれのデータが抱える法的リスクに更なる多様性をもたらすことになる。その多様性は典型的には例えば、以下のようなものが考えられる。①IoT の利用シーン自体の多様性、②関係者が IoT 機器の製造メーカーから販売者、媒介者そしてエンドユーザーと複雑化することで多重防御が必要となる問題、③IoT 製品の製品サイクルが長期にわたる場合、出荷時に行ったセキュリティ対策が時間の経過によって脆弱化し、新たなセキュリティリスクを抱え、セキュリティアップデートがこれに追い付かなくなる[10]

5.3 論文形式以外の知的成果の継承をめぐる問題

上記は論文の形式を採った知的成果の継承の問題を検討してきた。しかし、研究者が学会に提出する知的成果には大会や研究会での報告要旨やレジュメ、当日発表用のハンドアウト資料なども考えられる。これらの資料について、学会 HP に掲載されないような場合には、個人開設の HP や researchmap[11]などのサービス上での公開について、研究者がその独自の判断でこれを行うか否かを判断していると思われる。他方で報告要旨やレジュメ集などは学会サイトで公開される場合がある。論文に比べてこれらの資料は上記プラットフォームに掲載されることは比較的少ないと思われる。論文に比べてこれらの知的成果は研究の萌芽段階の研究者の思考過程を知りうることに有用な場合がある反面、J-STAGE や機関リポジトリには反映されにくく、学会 HP など公開される場合には学会自体や学会運営業務を支援する受託事業者が破綻した場合にその影響をより直接的に受ける可能性があることが考えられる。また、学会 HP に掲載されるこれらの知的成果は学会 HP がクラウドベースで運用されている場合、これまで述べてきたクラウドのリスクの影響が懸念されることがある[3][10]。

5.4 小括

以上のように学会自体あるいは学会運営業務を支える受

託事業者が破産した場合の知的成果のサステナビリティをめぐる問題について整理した。学会での知的成果の公開形態は多様であり、本論で拾い切れていないものがあるが、団体としての組織運営が崩壊する破産事象では基本サービスの費用負担が無償である J-STAGE でも掲載を行う体制の維持が困難となった場合に掲載されている論文へのアクセスが継続可能かという問題が生じうるし、JAIRO のような機関リポジトリでは、研究機関が破産した場合にコスト負担が不可能となり、公開が停止するといったようなことも考えられる。また、研究発表の報告要旨や当日発表資料などでオンライン公開プラットフォームによらない公開形態を採っている知的成果の場合には、学会 HP の運用がクラウドベースである場合にはクラウドに一般的に生じうる破産リスクが問題となる場合があるのではないだろうか。

6. 対応策

このような問題に対してどのような対応策が考えられるだろうか。まず、思い浮かぶものとしてオンラインジャーナルのアーカイブによるアクセスの継続であろう。

6.1 オンラインジャーナルのアーカイブをめぐる諸課題

[12]は 2009 年の段階でジャーナルの電子オンリー化推進のためにはそのアーカイブの保障が重要である点を挙げ、紙媒体で発行された知的成果の保存は図書館などの保存機関が担っている一方で電子ジャーナルの場合、発行機関がイニシアティブを有しており、その際の問題点として①オンラインジャーナルの商品価値が喪失すると保存のインセンティブを発行機関が有しない、②発行機関の倒産や合併時の保障を問題意識としている[12]p.3。アーカイブのモデルとして[12]p.4 はアーカイブを第三者機関として設けるアプローチと購読機関にアーカイブ機関の役割を持たせるアプローチを紹介し、後者については、“LOCKSS”を挙げている。

オンラインジャーナルのアーカイブを行う上での課題として[12]は、①アーカイブの対象の選定基準、②アーカイブの体制、③アーカイブのコンテンツのアクセス確保の各問題をどうするかという諸点を挙げている。①では、オンラインジャーナルでは、そのコンテンツとして学術論文だけでなく多くの要素が存在し、どんな発行機関のどんなジャーナルがアーカイブとして保存されているかは、アーカイブシステムに加盟するコンテンツ発行機関、受入を行うタイトルや受入期間などが明示されていない場合がある。[12]は新規のコンテンツ発行機関や新規コンテンツが日々登場するために正確な情報の把握が困難となる問題がある点を指摘する

②は特にアーカイブに必要となる財源をだれが負担するかという問題やアーカイブに採用される技術戦略と標準をどうするかという問題が大きいとされる。[12]はアーカ

イブに必要となる財源の主要な負担モデルとして①オンラインジャーナル発行機関と購読機関の折半、②購読機関、③政府の3通りを挙げており、[12]が報告された2009年時点でこれら3通りの財源負担モデルは当時実働していたアーカイブサービスではどれも用いられており、割合としては政府負担のモデルが多いことが示されている。

③の課題としては、一般にオンラインジャーナルのアーカイブをめぐる議論ではアーカイブ側は実践経験という技術的動機と利用されないアーカイブの発生がスポンサーの支持を得られないという政策的動機からアーカイブされたコンテンツの広い利用を希求するとされる[12]。逆にオンラインジャーナル発行機関（特に商業出版社）はコンテンツ利用の制限を希求するといわれ、一般的なアーカイブの議論ではオンラインジャーナル発行機関がアクセスの提供を止めた場合の代替的な手段としてアーカイブされたジャーナルへのアクセスを認める折衷的な提案も主張されるものの、オンラインジャーナル発行機関がアクセスの提供を実際に止めることへの現実味があるのかという疑問が呈され、アーカイブを行っても利用されないのではないかという議論が存在したとされる[12]p.8。

その他の課題として、[12]はアーカイブに参加する購読機関が少ない点がアーカイブの財政的な継続性を強める点と諸々の連絡調整を担う役割が議論の場としてもリーダーシップとしても必要である点、アーカイブとして受け入れたコンテンツの完全性のチェックの実施やオンラインジャーナル発行機関の吸収合併などによるオンラインジャーナルを取り巻く権利形態に変化が生じてもアーカイブ機関がコンテンツを維持できるための取り決め、そして著作権存続期間満了時の扱いに関する取り決めなどが必要であるなどの諸点を指摘している。そして、[12]はこれらの諸点の解決を担う調整機関の設置を解決策として提案している。

6.2 調整機関の果たす役割

[12]が主張する調整機関が担う役割としては、①ステークホルダー間の情報共有・連携協力促進、②アーカイブの評価、③ステークホルダーのアドボカシー、④技術標準や権利義務に関する研究開発と広報、⑤途上国に対するアクセス提供支援を挙げる[12]p.10。そして、このような調整機関の設置主体として[12]は p.11 は①単一国による場合、②複数国による場合、③国際機関による場合、そして④アーカイブ・出版社・図書館の共同による場合を挙げる。本論が特に射程にしている学会の破産は③の役割に該当するであろう。一般的なアーカイブの議論では上記の通り、オンラインジャーナル発行機関が商業出版社である場合には出版社は通常はアーカイブされたコンテンツが広く利用されることは望まないとされる。一方で学会が発行するオンラインジャーナルではこの要素は平常時でも商業出版社に比べて弱まるのではないと思われる。他方、[12]が議論さ

れた2009年から10年が経過した2019年では、各オンラインジャーナルに掲載されたコンテンツ数もかなり増加しており、ステークホルダーとして各論文の著者の増加が無視できない状況になっていると思われる。そうすると知的成果をオンラインジャーナル化（特に電子ジャーナルオンリーに完全移行したような場合）した学会が破産した場合に破産前に当該学会が発行したオンラインジャーナルの継続性を考える場合に著者の意思をどのように確認・反映させてゆくかは大きな課題になると思われる。このため、著者へのフォローは調整機関の役割として、その比重が高くなっていると思われる。また、学会が破産した場合の知的成果のサステナビリティを考える上ではアーカイブの継続に必要なコストの基金の維持も上記のような調整機関を考える上では重要な役割となるとと思われる。

6.3 学会の出版モデルの変化と研究者に与える影響

[13]によれば、学術雑誌には本論で議論した学会が発行する論文誌と出版社が発行する商業学術誌が存在し、これらに掲載された論文の評価は必ずしも学会発行論文誌が高いということにはならず、分野によって多様性がある。[13]はまた、学会側も民間出版社による商業学術誌への対抗として連合出版社を設立する動きや学会・研究者と大学図書館の協力による雑誌発行形態も模索されていることを指摘している。また、商業出版社は主に図書館を対象に高額に設定したコンテンツを販売するモデルが中心でその価格は毎年上昇している点を危惧している。

[13]はオンラインジャーナルのステークホルダーとしての研究者に着目している。研究者は論文を読み、書くというオンラインジャーナルのユーザでもあり発信元でもある点に注目する。そして、[13]は研究者の中には自分のWebサイトに論文を公開し、これらを互いに読み合うことが浸透すれば、図書館も学会も不要となると考える（インターネット万能論）を支持する人が存在することを指摘する。そして、[13]はオンラインジャーナルの進展が学会に与える影響として、学会は論文の格付け機構としての役割が強調されるようになり、そうすると国際的な学会への集約の議論もたげられるようになるとする。そして、雑誌形態による知的成果の公開は不要になるという議論は出ても研究評価は依然保守的である点を[13]は指摘する。

7. おわりに

[13]が指摘した通り、近時、オンラインジャーナルは海外の発行元のものを中心にその契約料金の高騰が大学をはじめとした各研究機関や研究者の財政事情を逼迫し、購読を中止したり、購読を継続したとしてもその購読数を減らしたりするといった対応を行う研究教育機関が増加していることが指摘されている。これに加え、学会運営に必要な

コストが上昇し、学会自体が破産したような場合はオンライン公開プラットフォームに登載された知的成果でさえも公開のサステナビリティが害されることが考えられる。

3.1 で述べた通り、今日ではオンラインジャーナルはわが国の中小規模の学会においてもその知的成果の公開媒体としての役割を強めており、学問の総合化による連携が強調されるようになった今日状況では、破産した学会の知的成果のサステナビリティを確保することは学問全体のサステナビリティの問題にも深くかかわる問題である。

参考文献

- [1] 財団法人知的財産研究所編, “知的財産ライセンス契約の保護—ライセンサーの破産の場合を中心に—”(雄松堂出版, 2004).
- [2] 倉茂好匡, “日本学会事務センターの破産について,” “公益法人” 2006年5月号(財)公益法人協会, 2006) pp.13-20
- [3] 橋本誠志, “Cloud Computing時代の倒産と管財人の責任負担のあり方に関する一考察—個人情報保護を中心に—”, 情報処理学会研究報告, vol.2011-DPS-148, GN-81, EIP-53, No.2, pp.1-8
- [4] “JAIRO Cloud” <https://community.repo.nii.ac.jp/> (2019.7.10 確認)
- [5] “J-STAGE”, <https://www.jstage.jst.go.jp/browse/-char/ja> (2019.7.10 確認)
- [6] 国立情報学研究所電子図書館事業(NII-ELS) https://www.nii.ac.jp/nels_soc/ (2019.7.10 確認)
- [7] 情報処理学会著作権規程, <http://www.ipsj.or.jp/copyright/ronbun/copyright.html> (2019.7.10 確認)
- [8] Michael Kozlowski, “出版社が倒産すると著者はどうなるのか” <https://www.itmedia.co.jp/ebook/articles/1305/08/news072.html> (2019.7.18 確認)
- [9] “小説家わかつきひかるのブログ” <https://plaza.rakuten.co.jp/wakatukihikaru/diary/201709230001> (2019.7.18 確認)
- [10] 橋本誠志, “IoT-クラウド連携社会における倒産と破産管財人の責任—契約理論の視点から—”, 情報処理学会論文誌 Vol.59, No.1(2018) pp.189-198
- [11] Researchmap <https://researchmap.jp/> (2019.8.1 確認)
- [12] 後藤敏行 “電子ジャーナルアーカイブの現状と課題” <https://www.nii.ac.jp/userimg/openhouse/1%29Goto.pdf> (2019.8.15 確認)
- [13] 根岸正光 “メタデータと学術系電子ジャーナルをめぐる技術(第1回)” https://www.jagat.or.jp/past_archives/story/5583.html (2019.8.15 確認)